

# 協働環境委員会会議録

平成30年2月1日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:57

## 【 案 件 】

1. 交流センターについて
2. 第2次飯塚市環境基本計画について

## 【 報告事項 】

1. 休日開庁サービスの試行について (市民課)
2. 国保運営協議会答申及び平成30年度国保事業費納付金等について (医療保険課)
3. 白旗山メガソーラー開発の事業継承について (環境整備課)
4. 飯塚市ふれあい収集の実施について (環境対策課)
5. 財政見直しについて (財政課)

---

## ○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。

「交流センターについて」を議題といたします。

「交流センター化に関する市民説明および飯塚市地区公民館施設整備実施計画について」執行部の説明を求めます。

## ○まちづくり推進課長

交流センターの進捗状況についてご報告させていただきます。地区公民館の交流センター化に関しましては、交流センターにおける各種事業や施設整備等につきまして、現在、地区公民館の所管であります生涯学習課を初めとする関係部署と調整を進めております。また、今年度、夏に市内12地区におきまして開催しました市民説明会を、提出資料の開催日程一覧表のとおり、本年2月中旬から前回と同様に開催し、市民の方に交流センターについてよりご理解いただけるようご説明したいと考えております。

以上で簡単でございますが交流センター化の進捗についてご報告を終わります。

## ○地域拠点施設整備室主幹

次に、各地区交流センター整備の進捗状況についてご説明いたします。

資料①をお願いいたします。この資料は、平成28年3月に市民文教委員会へ提出いたしました、飯塚地区公民館整備実施計画の抜粋で、委員会提出以降、再度協議検討を行った変更案についての資料でございます。上の段が変更前、下の段が変更後となっており、左側が各公民館の概要、中ほどが整備実施内容、右側が実施スケジュールとなっております。また、本年4月からの交流センター化に伴い、計画名称を飯塚市地区公民館施設整備実施計画から飯塚市交流センター整備実施計画と改めております。

まず、立岩交流センターでございますけれども、昨年8月の委員会でご説明いたしました内容から特に変更はございませんが、昨年8月に設計委託契約を行い、現在設計を進めているところであり、予定どおり進捗いたしております。整備実施計画は整備内容、スケジュールを変更させていただいておりまして、平成30年度から平成31年度に建設工事としております。

次に、資料②をお願いいたします。鯉田交流センターにつきましては、地元要望を踏まえ、旧飯塚第3中学校跡地に建設をすることで関係課と協議を行ってまいりました。資料の右側が旧中学校校舎で左側が河川敷側となっております。跡地のどこに交流センターを建設するかにつきましては、市としましては、校舎を解体し体育館横に建設してはどうかということで地元にご提案しましたところ、その場所では公民館が奥まったところになってしまい目立たなくな

る、また急傾斜地付近となり日当たりが悪いなどの理由から、河川敷側、プール付近に建設してほしいとの要望がありましたので再度検討を行ってまいりました。

当該箇所に建設するにあたっての課題といたしましては、資料で水色の線を引いておりますが、グラウンド敷の地下に深さ約4.4メートル、幅約3.7メートルの農業用水路が長さ約110メートルにわたって埋設されており、埋設位置はグラウンドの最も端から、約7メートルまでの位置となっています。資料③にこの用水路の断面図をつけさせていただいておりますので、そちらもあわせてご覧ください。この農業用水路は、開渠であったものがグラウンド整備の際に暗渠となったと考えられ、第3中学校の創設が昭和29年であることから推測をいたしますと、60年以上は経過し、老朽化していると考えられるため、今後改修が必要となる可能性があります。農業用水路を改修するに当たっては、グラウンドの最も端から約10から12メートルの用地を確保しておく必要があります。その場合、それを避けて建設しなければならず、交流センターがグラウンド敷の中央寄りになり敷地を広く確保する必要があります。

次に、資料②の左のほうでございますけれどもプールがあります。このプールはグラウンドレベルから約2.8メートル下にあり、埋め立てをして駐車場敷などとしての活用が考えられます。仮にグラウンド敷のレベルまでかさ上げするとすると、近隣の住宅地よりも高くなってしまいますため、資料③にありますように隣接する住宅の擁壁の高さまでのかさ上げが現実的なレベルであると考えております。また、この整備に関して、敷地面積が3千平米を超えるため県の開発行為となり、資料②の赤い囲みにありますように、交流センターまでの6メートル幅の道路を整備する必要があります。以上のような課題はありますが、整備可能である旨を鯉田地区まちづくり協議会へお伝えしたところ、まち協としては、第3中学校跡地での交流センター整備を要望していたものの、市の検討結果を踏まえると、農業用水路の更新についての問題や、道路整備等さまざまな課題があり、費用の問題に加えまして、地元住民から第3中学校跡地では、鯉田地区の端になり不便ではないかといったご意見があることや、現在の公民館の場所につきましては、小学校、保育所、郵便局、病院等があり、また新しくスーパーマーケットも移設され、公共交通機関なども近く利便性が高い地域であるなどの理由から現公民館向かい側にあるしいの木公園に建設することが出来ないかといったご相談を受けました。

資料④をお願いいたします。これらを受けまして、しいの木公園は都市公園でありますので、関係課や福岡県に確認しましたところ、現公民館裏手にあります、すのこ児童遊園にしいの木公園を移設すれば建設は可能であるということを確認いたしました。また、しいの木公園内に鯉田分隊の消防車庫が設置されていますので、移設する必要がありますが、地元分隊と協議したところ、移設については問題ないとの回答を得ております。また交流センター建設後は現公民館を解体し、駐車場として整備することで地元のイベントなどにも活用できると考えております。これらの内容を地元まちづくり協議会と協議を行った結果、地元としてもしいの木公園敷が適地との意見が多く、計画を変更し、現公民館向い側のしいの木公園を適地としたいと考えております。また、しいの木公園は立地適正化計画の都市機能誘導区域内でございますので、変更にあたっては特に問題はございません。スケジュールでございますが、平成30年度に基本・実施設計、平成32年度から平成33年度に建設工事としております。

資料⑤をお願いいたします。次に、二瀬交流センターでございます。

二瀬交流センターの建設については、現地での建てかえとしております。資料にありますように進入路が正面しかありませんので工事用車両の進入はこの場所からのみとなります。紫の丸印の部分ですが、これは工事用重機の旋回スペースでこの程度の面積を確保しておく必要があります。これらを考慮いたしますと建て床336平米程度しか建設できず、現行の延床面積を確保するに当たっては、3階以上としなければならなくなります。また隣にマンションがあり隣接することとなりますので、音や日当たりの問題、プライバシーの問題が発生すること、また建設、解体が完了するまで、駐車場が確保できないなどさまざまな課題がございます。それとは別に、先に現公民館を解体してその跡地に建設する方法が考えられますが、解体から建設が

最短でも2年間必要となり、現公民館の活動や事務室は他の公共施設等に分散させなければならないといった課題がございます。

そこで、今年度中に廃止となります、給食センター跡地に建設してはどうかということで、まちづくり協議会、また自治会長会へご相談をしたところ、給食センター跡地であれば、現在地から離れることなく利用者の利便性も向上すると考えられ、もともと二瀬町役場があった敷地であり、地元住民も馴染み深い場所でもあること、また、現公民館敷地は駐車場台数が不足しており、その解消が図れるといったことから、特に問題はないと言ったご意見をいただきましたので、給食センター跡地を適地としたいと考えております。

資料⑥をお願いいたします。これは、給食センター敷地の図面で、現在の給食センターはどのように設置されておりますが、この敷地のどこに建設するのか、施設の規模をどれくらいにするのかなど、具体的な考えは今のところはございませんので、今後地元と協議を行いながら、整備案を策定したいと考えております。また、この敷地は約5400平米ありますので、市として他の用途での活用も検討したいと考えております。スケジュールでございますが、平成31年度に基本・実施設計、平成32年度から平成33年度に建設工事としております。

資料⑦をお願いいたします。次に、飯塚東交流センターでございます。

飯塚東交流センターにつきましては、耐震改修および改修工事による整備としておりますので、地元まちづくり協議会と協議を行いまして合意を得ております。資料にございますように現公民館裏手が法面になっており、土砂災害特別警戒区域になっておりますので、崩壊対策工事も合わせて実施したいと考えております。スケジュールでございますが、平成30年度に耐震診断、耐震補強設計、改修工事設計、法面調査測量設計、平成31年度に耐震補強、改修工事、法面改良工事としております。

次に、菰田交流センターでございます。

菰田交流センターにつきましては、耐震改修、および改修工事による整備としておりますので、地元まちづくり協議会と協議を行いまして合意を得ております。スケジュールでございますが、平成30年度に耐震診断、耐震補強設計、改修工事設計、平成31年度に耐震補強、改修工事、としております。

以上で、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○佐藤委員

立岩はこのとおりに進んでいると。ほかの鯉田、二瀬、飯塚東、菰田は住民の方々と話し合った結果、少しおくれるけどもこの計画で進んでいくということですが、旧穂波の体育館も公民館も大変古いと思いますけれども、その辺の進捗状況をお伺いいたします。

○地域拠点施設整備室主幹

穂波公民館は、計画におきましては穂波庁舎4階へ移設するというので、市としては考えておりました。地元非常にそれに対する反対意見が多くまた新築建てかえの要望書をいただいているところです。現在、地元調整を行っておりますけど、現在結論には至っておりません。しかしながら市としましては穂波公民館は老朽化をしております、施設の設備等の不具合も多数出ております。そのようなことから市としては早急に整備をする必要があると考えておりますので、今後も地元との協議を鋭意努力してまいりたいと考えております。

○佐藤委員

要望書というのは、多分、全自治会長名で要望書が出されていると思います。旧穂波庁舎を利用するというので、やはり公民館を考えますと、いろんな人が頻りに訪れる場所です。エレベーターも1カ所しかないというところで、一々エレベーターに乗って頻りに訪れるとかは、物理的に僕は不可能だと思いますので、ぜひとも旧公民館を利用できるように、

寄り付きのいい場所ですから、していただきたいということをここで要望します。

多分、私が一般質問したときに、市長は穂波の方々と膝を突き合わせて話を聞きたいということ言われてましたので、多分話は聞かれていると思いますけども、ぜひ要望いたします。あわせて旧穂波庁舎の利用も、外壁が崩れ落ちて大変危険な状態にあります。外壁の補修もそうですけども内部も補修しなければいけない。そういったときにやっぱり3階がそのまま使わないのに補修するののかという意見も出てきますので、これと並行して穂波庁舎3階の利用も検討していただくことをあわせて要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○梶原委員

鯉田の公民館の建設ですけども今現在建っておるところが、地盤沈下が進んでおるといことですけども、今回移転する、道挟んで前のしいの木公園ですか、そちら地盤の調査等は行われたのかどうかお尋ねします。

○地域拠点施設整備室主幹

まだ地盤の調査というのは行なっておりませんが、確かにしいの木公園敷についてもその可能性はございます。このため造成工事によって地盤改良を行うということ、今検討いたしております。ただし建築につきましては、支持層まで杭を打ちますので、交流センターの建物自体が沈下すると、沈むということはないというふうに考えております。

○梶原委員

ぜひ早めに地盤調査していただいて、安全なところだということを確認していただいて建設をしていただきたいと思います。それから二瀬公民館ですけども、給食センターのほうで決定するようですけども、浸水対策については、その辺はもう完全にクリアされておるかどうかお尋ねいたします。

○地域拠点施設整備室主幹

浸水の件ですけれども、以前の浸水では道路冠水が主といったところでもございました。実際私も見ましたけれども、敷地の中に道路冠水の水が流れ込んだというのがありました。それで今建花寺川の八木山側のほうの橋の架けかえの工事があっております。あの断面が非常に影響を受けていたということがございましたので、その工事が完了すれば解消が見込めるのではないかと考えております。また、給食センターそのものは、その当時の浸水では浸水していませんので、できるだけそういった位置も考慮しながら、建設を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕二委員

先ほどの説明とは違うところで、交流センターについての質問をさせていただきます。以前の委員会、交流センターと今までの公民館、交流センターに移行したからといって公民館は、機能っていいですか、変りはないという答弁があっていたと思いますけども、そのとおりの理解でよろしいですか。

○まちづくり推進課長

質問委員言われますように、そのとおりでございます。まちづくりの活動がより活発化するような形の部分も含めまして、従来の公民館事業を踏襲していく形で考えております。

○田中裕二委員

公民館では結婚式を行なうこともあったかと思いますが、交流センターになってもそれはできるという認識でよろしいですか。

○まちづくり推進課長

その点につきましては今詳細、結婚式も含めまして、営利事業の取り扱い、そういう分の細

部を前回質問いただきましたピアノ教室とか、そういうのも含めまして整理した上で、また先ほど申しました市民説明会とか、今資料準備してございますので、その点につきまして詳しくまた説明をさせていただきたいと思っております。

○田中裕二委員

ちょっと答えがよくわかんなかったんですけども、できるかどうかを今から検討するということですか。

○まちづくり推進課長

できるという形の部分で進めていってる状況でございますけども、結婚式につきましてほどの程度の範囲とかそういう分につきまして明確にしていく必要がございますので、その点について細部をちょっと今詰めている状況でございます。

○田中裕二委員

結婚式ということになれば当然そこで飲酒というのがあります。この交流センターの中には、学校の敷地内に建設される交流センターがあるかと思っておりますけども、敷地内での交流センターでも飲酒は可能ということになるのでしょうか。

○まちづくり推進課長

今委員ご指摘のとおり学校敷地内に交流センターが今回でてくるところがございます。その箇所につきましては、当然教育部局とも調整をかけていく必要がございますので、今その調整をかけている状況でございます。飲酒につきましても程度等もございましてその点につきましても基本的な部分を定めて、学校教育のほうに支障がないような形で、なおかつ交流センターと学校がともにまちづくりの拠点になるような部分の交流センターにしていきたいと考えてございまして、その点についても基本的には飲酒もオーケーという形で考えておりますけども、細部詰めさせていただきたいと考えております。

○田中裕二委員

交流センターによって差があるというのはまずいかと思っておりますので、しっかりとそのあたりは協議をしていただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「第2次飯塚市環境基本計画について」を議題といたします。

「基本目標Ⅱ 自然との共生に関する事務事業実施状況について」、執行部の説明を求めます。

○環境整備課長

今回は第2次飯塚市環境基本計画の事務事業のうち「基本目標Ⅱ 自然との共生について」取り組みをご説明いたします。

資料、第2次飯塚市環境基本計画事務事業実施状況表をお願いいたします。1ページでございます。表の左から2枠目に環境目標の記載をいたしております。(1)から(5)までの5つの環境目標を設けております。

まず環境目標(1)の河川等水質の改善につきましては意識啓発の取り組みといたしまして、エコ工房において市民を対象とした水生生物観察会などの教室や出前講座を実施いたしまして、水辺に住む生物を観察することを通して、また食生活改善推進員養成講座や研修会を通して水質汚染を防止する、生活排水対策に関しての普及啓発を行っております。

次に、②でございますが下水道普及率の向上と未整備区域への対応につきましては、環境部局の取り組みといたしまして飯塚市汚水処理構想に沿いまして、浄化槽設置費に対する補助金の交付を行い水洗化の普及を図っております。平成28年度は222基に対して補助金を交付

いたしまして、公共下水道等とあわせた汚水処理人口普及率は79.34%となっております。

次に、③の廃食用油の資源としての活用では、河川への油の流出を防ぐため、公共施設及び家庭から出る廃食用油を回収しております。平成28年度は市民からの回収量は3780リットルでございました。現在22カ所で回収を行っております。

2ページをお願いします。環境目標（2）森や川の保全では、自然環境体験教室等を実施いたしまして、また建花寺川で竹炭を使った水質浄化実験を行うとともに、毎月川の水質検査を実施してデータ収集を行っております。また遠賀川流域の環境保全では、市民ボランティア及び市職員ボランティアにより春の遠賀川一斉清掃に取り組み、秋には「I LOVE 遠賀川」や「ふくおか川の大掃除」の実施に当たりまして河川清掃団体の活動支援を行っております。「I LOVE 遠賀川」は今年度は10月8日に実施がされまして、約2千人の参加がございました。

③の開発時の適正な評価と保全措置では、自然環境に重大な影響を及ぼす不適正な事業活動を防止するため飯塚市自然環境保全条例に基づき対応を行っております。

3ページをお願いいたします。環境目標（3）農村と市街地との交流と地産地消の推進では、本委員会に関連する分野では、①農村部と都市部との交流を図る取り組みの自然とのふれあいに関する副読本の作成、充実について、現時点では、副読本作成は具体化はしておりませんが、地元の専門家、研究者とネットワークを構築し市内の公園数カ所で、現況調査、データ収集を行っているところです。

次に、環境目標（4）在来種を保全する活動の実践では、自然体験教室を実施いたしまして、また情報発信し自然環境保全意識の向上を図るとともに、先ほどの副読本の作成と同じように生物分布マップの作成予定でございしますが、現時点では具体化はしておりません。これにつきましても地元の専門家、研究者と連携してデータ収集を行っているところでございます。

4ページをお願いいたします。最後に、環境目標（5）外来生物対策の実践につきましては、取り組みの方向性のとおり「入れない・捨てない・広げない」対策として自然環境体験教室を開催するなどをとおして外来生物に対する正しい知識と対応方法について情報を発信し、啓発を行っております。

この基本目標Ⅱの自然との共生に関しましては市内の遠賀川本流及び支流河川において、国、県、市で42カ所の水質調査を行っており、下水道等汚水処理施設の普及に伴いまして、年々水質の改善が見られております。しかしながら開発行為や河川整備とともに、未整備森林の増加、農薬の使用等により地域本来の生態系が失われつつあるといったこともございます。これに対応するためには、自然観察、調査を実施し現状確認を行い、正しい情報や知識を発信し、自然環境保全の大切さを啓発していく必要があります。そのため環境団体等が活発に活動ができるように支援を行いまして、協力して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上で、説明終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○梶原委員

環境整備課の担当部署ではないけれども、農林振興課の分ですけれども聞いてもよろしいですか。

○委員長

お聞きしていただいて、もし答弁ができる人がいるのであれば、もしなければ――。

○梶原委員

一応この中に入ってるから関連という形で聞こうと思ってますけども、答弁していただけますかね。農業集落排水の件ですけども、よろしいですか。農業集落排水事業の推進とありますけども、現在、筑穂の内野地区で実施されておりますけども、聞くところによると、もう市の

財源の持ち出しがどんどん膨らむばかりで、今回3件加入されたということですが、加入率が全然上がっていかないと。それで廃止の方向でも動いてあるのではないかなと思いますけど、これは継続をされるのかどうかは、そのところを確認できますか。

○農林振興課長

農業集落排水のことですけれども、今委員おっしゃられるように、加入率が余り上がっていないのが事実でございます。今の状況では大規模な更新の時期にあわせ今後の存廃については考えていくことで、今計画をしております、今の現状では、今すぐに廃止ということではまだ考えていない状況でございます。

○梶原委員

わかりました。もう一つ、一番最後に言われました外来生物対策ですけれども、今猪とか鹿とかいったものについては、捕獲した場合の補助金体制がありますけれども、それ以外のアナグマとか今結構被害をもたらしております、そういった外来生物というか、今、この近所に住んでなかったようなハクビシンとか、そういったものの駆除をした場合の補助金体制は取れるのかどうかお尋ねいたします。

○農林振興課長

外来生物と申しますか、有害鳥獣につきましては、今委員おっしゃるように、小動物がこのごろかなり出てきております。従来、猪、鹿についての駆除の奨励金はございましたけど、小動物はなかったもので、その中で出動回数に応じて、出動の日当みたいな形の補助金のほうで、何とかとりあえず調整をさせてもらって、あとは国、県の補助金の状況を見ながら、その辺を検討していきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「休日開庁サービスの試行について」報告を求めます。

○市民課長

休日開庁サービスの試行について、ご報告いたします。

資料提出いたしております、休日開庁施行実施要領のほうをお願いいたします。住民異動が集中し待ち時間が長時間化する3月下旬から4月上旬の繁忙期間中の混雑解消のために、会計課を除く本庁1階フロア各課で業務を行います。2の実施日時ですけれども平成30年3月25日、日曜日と4月7日、土曜日いずれも8時半から12時15分までです。

休日開庁し、業務を行いますのは本庁のみですが、3の実施業務及び職員配置等は記載のとおりで、市民課、医療保険課、税務課、子育て支援課、高齢介護課、社会障がい者福祉課が業務を行いますので、毎週行っております木曜延長時と同様、住民異動に伴う関連手続は、ほぼできる体制を取っております。また両日とも転入、転居の手続が集中することが予測されますので、まちづくり推進課においては自治会加入促進キャンペーンを実施する予定でございます。

今回試行として実施いたしますので、実施日時についてや職員配置人数、各窓口利用者数等について、現状分析や、またアンケート調査を行い、今後の検討材料としたいと思っております。

以上、報告終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「国保運営協議会答申及び平成30年度国保事業費納付金等について」報告を求めます。

#### ○医療保険課長

それでは、国保協議会答申及び平成30年度国保事業費納付金等について、ご報告をいたします。

初めに昨年12月22日の国保税率の改正等に関する国保運営協議会答申の概要について、ご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。1審議の結果の(1)国民健康保険税率については、算定(賦課)方式を、現行の4方式から3方式に改めるとともに、県が算定する標準保険料率(3方式)を参考に、国民健康保険事業費納付金の納付や国民健康保険事業の運営に支障のない税率とすること。また、特別な事情がない限り、2年間は据え置くことを基本とすること。なお、算定(賦課)方式の変更に当たっては、被保険者の負担増を招くことのないよう十分配慮すること」とされ、施行期日は、平成30年4月1日となっております。

2審議の経過でございますが、2ページをお願いいたします。(1)で議会の開催状況について、また(2)で答申に当たっての付帯意見がまとめられております。

主な事項としまして、①税率改正に至る経緯について、②平成30年度国保事業費納付金等の確定通知前の答申について、3ページになりますが、③税率改正に係る基本的な考え方について、4ページをお願いいたします。④財政健全化に向けた取組について、以上4点について、意見が付されております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、5ページをお願いいたします。これは、本年1月6日に県から通知されました、本市の平成30年度国保事業費納付金等の算定結果になります。上から国民健康保険事業費納付金、保険料必要総額、標準保険料率及び現行税率等を記載しております。内容の説明は省略させていただきます。

なお、これらの算定結果と先ほどの国保運営協議会答申を踏まえ、算定いたしました改正税率につきましては、条例改正議案として次期定例会に提案いたしたいと考えております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「白旗山メガソーラー開発の事業継承について」報告を求めます。

#### ○環境整備課長

白旗山メガソーラー開発の事業継承について、ご報告いたします。

平成29年10月24日開催の本委員会において、白旗山のメガソーラー開発について株式会社一条工務店の計画地の所有権が株式会社光南溶工に移転している件を報告いたしました。その光南溶工社員が、平成30年1月22日、月曜日に来庁されまして、進捗状況の報告がありました。その内容は経済産業省のFIT法に関する一条工務店から光南溶工への継承手続が完了したこと。また、事業は一条工務店の事業計画をそのまま引き継いで実施すること。現在、会社内部で業務に対応する体制やスケジュール等の検討を行っており、それらが固まったあとに地元への説明会や県、市の必要な事務手続を行う予定であるというものでございました。

飯塚市議会で議決された決議に関しましては、一条工務店から光南溶工は引き継ぎを受けて、内容は把握している。決議文の内容にあるように地元住民の合意を得られるよう丁寧な説明を行い、十分協議しながら進めていく。そして地元説明会の開催時期につきましては3月を予定しているけれども、状況によっては4月になるかもしれないということでもございました。

今後進捗状況を見守りながら必要な情報を入手して、県とも連携して対応していく考えでございます。

以上、簡単でございますが報告終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市ふれあい収集の実施について」、報告を求めます。

○環境対策課長

飯塚市ふれあい収集の実施につきまして、報告をいたします。

少子高齢化を含め核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中、ごみ出しが困難でありながら必要な支援が受けられない高齢者及び障がい者の方々への対応は、飯塚市においても喫緊の課題となっております。平成30年度から見守り活動を含めたごみ収集の支援体制の構築を行い、個別収集を実践する予定としております。

配付しております資料の1ページをお願いいたします。高齢者等のごみ出しをめぐる課題の本質は、ごみ出しが困難でありながら必要な支援が受けられない高齢者等が増加していることにあります。このことは、「不適切なごみ出しをする」、「ごみ出しができなくなる」「無理なごみ出しを続ける」などにつながり、収集の支障となったり、ごみ屋敷を含めた近隣住民とのトラブルと環境的な課題とあわせて、けがのリスクなど、福祉的な課題があります。

資料の2ページをお願いいたします。これらの問題に対して対象となる高齢者などへの見守りを含めた個別収集を行うことにより事故を未然に防ごうとするものでございます。当該事業は、平成30年4月1日から直営部局による取り組みを開始し、2025年度までにNPO法人やまちづくり協議会などのコミュニティ支援型への移行を目標としております。

対象者の要件としましては、要介護状態1以上の高齢者で、ひとり暮らし及び高齢者のみで構成されている世帯の方。重度の身体障害者手帳等の交付を受けている身体障害者手帳の2級以上の方、療育手帳のA判定、精神保健福祉手帳の1級を受けている障がい者で、ひとり暮らしや障がい者のみで構成されている世帯の方でございます。その中で、ご家族や地域の方の支援が受けられない方を基本と考えております。

今後、詳細につきましては事業を進めながら環境部局と福祉部局との連携を図りながら、定期的に進捗管理と実施方法の改善を行い、よりよい事業を実施してまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが飯塚市ふれあい収集についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○梶原委員

このふれあい収集については大変いい企画だと思うんですけども、実際に行っていく上で、やっぱりいろんなハードルを越えなきゃいけない部分、特にひとり暮らしの高齢者とかそういった方たちの把握をしていかないかん。で、今年度から実施される分については直営部局の収受員がかかわっていくということですけども、それについては直営部局は、今ごみを収集していただいておりますほかの地域の方というか、おられますよね、収集されておる業者さんが。この方たちも含むんですか。

○環境対策課長

今回の場合は直営部局、市の職員で対応していきたいと考えております。

○梶原委員

ということは、ほかのところにはそれはしないという理解でよろしいですか。

○環境対策課長

直営部局におきまして、飯塚地区、穂波・筑穂地区、庄内・颯田地区も含めて、市内全域を対応していくという考え方でございます。

○梶原委員

ぜひ進めていただいて、今やっぱりごみ出し困難な方はいっぱいおられますので、ただもう一つ、それによっていっぱいそういった方がふえてくると大変な作業だと思うんですね。今旧筑穂やら飯塚のほうでも一部ステーション方式でごみの収集をさせていただいております。合併してから一回聞いたことがあるんですけども、穂波あたりは個別収集がほとんどで、筑穂もできないかということを知ったら、いずれステーション方式に変えていくというようなことを聞いたんで、地元の方には、よそもそうしてなるんですよということでも言ったりしましたけども、10年たってそれは全然変わってないし、このことによって、じゃあもうステーション方式をやめて、個別収集のほうがかかわっていく人たちからすれば楽になると思うんですよ。ただ個別収集になると車をどんどん止めながら、狭いところでも止めながら、後ろから来る車をどうするかとかいう問題もあろうかと思えますけれども。ステーション方式を続けるのか、このことによって個別収集で賄っていくのか、お尋ねいたします。

○環境対策課長

委員言われましたご質問でございますけども、ステーション方式、旧飯塚地区等ありますけども、高齢化等に伴いまして、うちのクリーンセンターのほうにご相談があります。例えば8世帯で今までステーションで出してたけども、なかなか高齢でそこまで持っていけないとか、自分の家の前に置いていいですよということになれば、分散した場合もございますし、そういう臨機応変な対応をしながら方式自体はそのまま継続をしながら、ステーションであればステーションを継続しながら、市民に優しい環境行政を携わってまいりたいと思います。

○梶原委員

ステーション方式を継続されるのであれば、今収集するステーションになるところで入れ物をつくって、それに対する補助金やらいただいておりますよね。それが古くなって取りかえないかんとかなったときのそういった補助金については、それも継続はしていくということで理解させてもらっていいですかね。

あとはステーション方式がどうしても難しい地域、そういったところ、例えば入れものをおけるスペースのあるところはいいんですけども、やっぱり道路敷において、その都度そこを掃除して、ネット等はかけてありますけども、やはり交通の妨げになったりとかいうのがありますんで、そこら辺いろいろ見て、その地域に合ったような収集の仕方にも少しは踏み込んでいただきたいと思っておりますので、その辺検討いただきますようお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕二委員

すいません先ほどの課長の答弁でちょっとわからなかったんですけども、直営部局でそれを個別徴収されるとということだったんですが、市内全域という話をされておりました。うちの自宅は飯塚市から委託をされた事業所が収集をされておりますが、そういう事業者の方も個別収集をされるということですか。

○環境対策課長

先ほど申し上げましたとおり、高齢者の中でも要介護状態が1とか身障手帳をお持ちの方の、要件を満たされた方で支援を受けられない方を中心に、市の職員が軽トラックで収集に回るという内容でございます。その詳細については、また明らかにしていきたいと思っております。

○田中裕二委員

確認ですけれども、うちは火曜と金曜日が収集日になっておりますが、それとはまた別に市の職員が個別収集をされるということですね。

○環境対策課長

そのとおりでございます。

○田中裕二委員

それともう一つ、その対象者の方は市のほうで調べていく——、この方、この方、この方というふうにするのか、それとも申請をされるのか、このあたりはどのようにされるおつもりでしょうか。

○環境対策課長

事前に福祉部局のほうにも配食サービスとか受けられている方が現在おられます。その方たちにも28年度より調整をしまいでございますので、個別にケアマネジャーの方であったり、そういう地域の責任者の方に対象者がピンポイントで当たるような形でお伝えをして、自治会をとおす回覧等も実施をしまいたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「財政見通しについて」報告を求めます。

○財政課長

今回報告いたします財政見通しにつきましては、報告がおくれましたことを、まずお詫び申し上げます。

財政見通しは、表紙に記載しておりますように、一般会計と3つの特別会計を合わせた普通会計ベースで作成いたしております。基準年度は、平成29年度決算見込額に増減要素、特殊要素を加味し設定をいたしております。

2ページをお願いいたします。財政見通し推計条件（概要）でございますが、主な項目についてご説明いたします。

まず、歳入ですが、市税につきましては基準額に人口平均伸率を勘案した人口推移を踏まえた推計をいたしております。地方交付税の普通交付税につきましては、特殊要素であります市税増減見込による影響額、国勢調査人口推移による影響額、生活保護費等の扶助費の増減による影響額、国民健康保険特別会計・介護保険特別会計等への繰出金の増減による影響額、地方債の償還見込額および合併算定替え終了などによる影響額を基準額に加減いたしまして推計いたしております。その他の欄の国庫・県支出金につきましては、扶助費分は歳出の伸び率を乗じた額で推移するものとし、普通建設事業費分は過去の実績を踏まえた金額を推計いたしております。また、地方債につきましては、それぞれの事業費ごとに充当率を設定し推計いたしております。

次に、歳出でございますが、義務的経費の人件費につきましては、平成27年度財政見通しで設定いたしました普通会計職員数772人を基準といたしまして、平成30年度以降退職者と同数の補充があるものとして推計いたしております。扶助費につきましては、基準額に平均伸率を乗じた額で推移するものとして推計いたしております。公債費は、平成28年度までの借入分の償還額に、平成29年度以降借入見込分の償還見込額を加算し、推計いたしております。その他の欄の補助費等につきましては、普通交付税を算定の基礎としているものについては、その算定に合わせた推計を行い、一部事務組合負担金で公債費が算定の基礎となっているものはその増減額を反映した推計をいたしております。繰出金につきましては、特別会計に係る公債費の増減額、医療保険給付費等の過去の増減率を踏まえて推計いたしております。また、地方卸売市場特別会計につきましては、繰出基準であります移転に係る公債費の元利償還金の2分の1を繰り出すものとして推計いたしております。投資的経費の欄の普通建設事業につきましては、通常分は平成26年度から平成28年度決算の平均から特別事業実施による事業量を勘案いたしまして、2022年度までは20億円、それ以降は23億円を推移するものとしております。また、特別事業分につきましては、実施計画の採択状況などにに基づき設定いたし

ております。また、投資的経費のその他につきましては、電算システムリプレース費用は、2020年度に実施予定のリプレース費用6億9千万円を5年ごとに実施するものとし、電算システムパソコン購入費も平成28年度から2020年度までの5年間で計画している費用が同様に要するものとして推計いたしております。なお、表の下に記載しておりますように、災害復旧事業費とその特定財源につきましては、前回と同様に推計条件から歳入における寄附金および繰越事業充当財源繰越額は除外をいたしております。また、消費税税率改正の影響につきましても、改正後の制度が不明確なため、前回と同様に反映いたしておりません。

3ページをお願いいたします。ただいまご説明いたしました推計条件に基づきまして、平成30年度から2027年度までの10年間の普通会計の財政見通しを、①通常分と②特別事業分に分けて、区分ごとに推計値を記載しております。通常分の歳入合計から歳出合計を差し引きましたAの欄から4ページの参考2に掲載しておりますけれども、行革等効果見込額を算入したBの欄では、平成29年度では黒字となる見込みで、平成30年度以降は財源不足が生じますが、電算システムリプレース事業を実施する2025年度を除き、2024年度以降は収支がプラスになると推計いたしております。特別事業分につきましては、歳出は各事業費および公債費を、歳入は特定財源である国庫・県支出金、地方債および公債費に係る普通交付税算入額を試算して計上いたしております。歳入合計から歳出合計を差し引きましたCの欄では特別事業分につきましては毎年度財源が不足いたしますが、2022年度がピークとなり、徐々に不足額が減ってまいります。

4ページをお願いいたします。③に全体分として通常分と特別事業分の合計を記載しております。一番上の行の歳入歳出差引額の「B+C」の欄では、毎年度財源不足が生じるものと推計いたしております。その財源不足を補うために、その2つ下の枠内に記載の財政調整基金と減債基金を取り崩して財源調整することとなり、平成29年度末残高見込額149億4千万円が、2027年度までの10年間で19億1千万円まで減少するものと推計いたしております。その下の欄に市債の年度末残高の推移を記載しておりますが、2020年度の806億円をピークに減少し、2025年度以降は600億円以下で推移していくものと推計いたしております。

参考1は普通交付税、地方債、公債費の全体額の推計を記載いたしております。また、参考2は行革等効果見込額の内訳推計を記載いたしております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。